

特集／障害と開発—開発のイマージング・イシュー—

「障害と開発」を理解するためのキーワード

森 壮也

「障害と開発」は、「開発」のイマージング・イシューであると書いた。読者の方々の中にはこの分野にまだなじみのない方も多いことだろう。そうした方々のためにいくつかのキーワードを選んで、簡単な解説を附することとした。

エンパワメント (Empowerment)
力を与えることという意味がおおむねの意味であるが、ここでは障害者が元来持っている能力を社会的抑圧などを取り除くことによって発揮できるようにするという意味で使われる。すでに「ジェンダーと開発」の領域でも使われている用語でもあるが、対象が異なるだけである。

メインストリーミング (Mainstreaming)
主流化という意味であるが、障害者を社会の周縁部に追いやるのではなく、その参加メンバーの一人にしていくという意味。エンパワーメントと共に「障害と開発」の分野で世界的に重要な要素とされている。

障害 (Disability)

「障害と開発」では、障害の社会モデルの立場に立って、障害は、個人に帰せられるものではなく、社会の側によって作られた「障害者を Disabled するもの」に注目するという立場を取る。二〇〇一年にWHOが出したICFと呼ばれる新しい障害分類は、こうした社会モデルを反映した環境要因を含むものになっている。

障害学 (Disability Studies)

イギリスやアメリカで発達した障害当事者の視点に基づく社会科学。従来の社会福祉学やリハビリテーション学がどちらかというところ、障害者個人への対応に重点を置いていたのに対し、社会制度と障害者との関わりや、障害者を非力なものにおいやってしまう仕組みに注目する。特にイギリスで発達した障害学は、障害の「社会モデル」を強く打ち出し、国連等での障害者関係施策に強く影響を与えている。

D-ID (Disability Inclusive Development)

開発途上国における開発過程は障害者も含んだものでなければならないとする考え

方。ここでのポイントは、それを敢えて強調しておかないと、ともすれば障害者のことが開発政策やプロジェクトの立案などで忘れられがちとなるということである。また非障害者のみを想定したプロジェクトを作った後で、障害者の参加が可能な条件を後から揃えようとするコスト高になるケースの方が多いことも忘れてはならない。

国連障害者の権利条約

正式名称は、障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国際条約。

何度かの提案と否定を経ながら、ようやく二〇〇六年八月二五日国連特別委員会では条約草案が採択された。その後、国連総会に同条約の草案が提出され、可決された後、各国による批准を経て成立する予定である。世界人権宣言で出された普遍的な人権の確立だけでなく、児童や女性の権利と同様、新たに障害者にも権利が確認、確立されることとなったことの意義は大きい。

同法は、日本の国内法にも影響を及ぼすのみならず、「国際開発協力」についての



特集／障害と開発—開発のイマージング・イシュー—

条項が入ったことで、開発分野においても途上国における障害分野での同条約の内容の達成にどのように協力していくかという問題も今後、大きな課題となってくる。

手話

手話は各国の音声言語とは独立した文法を持つろう者の自然言語である。国連の障害者の権利条約草案でも、コミュニケーション手段としてではなく、言語として認知され、手話教育の充実や各国の手話の標準化への取り組みが課題として盛り込まれた。また多くの国では、聞こえる人たちとろう者をつなぐ手話通訳の養成も急務である。

CBR (Community Based Rehabilitation)

先進国で従来行われていたリハビリテーションは、大きなリハビリテーション施設を建て、そこに通所・入院することで障害者のリハビリテーションを行うというIBR (Institution-Based Rehabilitation) であった。しかし、開発途上国の環境、特に農村部が多い環境下ではそうした形のリハビリテーションは立地や財政の面でも現実的ではない。これにとって代わるのが、WHO、ILO、UNICEFによって提唱されたCBRである。

地域社会の中に小さな拠点を作ることで分散的で、生活の場そのものを変えていくというもの。地域開発の戦略のひとつとして位置づける努力もされている。

慈善アプローチと開発アプローチ

狭義では、障害者の問題を慈善 (Charity) の問題として、富裕層や国家が経済的余裕を振り向けるものと考えるのが慈善アプローチである。さらに障害者の問題を社会福祉の領域で実現すべきものとして、福祉予算の中でのみ解決しようとする 것도、障害を周縁的・個別的なものと考え意味で、広義の慈善アプローチに入れる。

これに対し、開発アプローチは、途上国のどこでも国家の目標とされる開発の過程から障害者を排除しない、開発過程の一員と考えるというアプローチである。開発アプローチは、国連ESCAPによって一九八〇年代からアジア・太平洋地域で押し進められてきたが、未だ十分にその趣旨は理解されているとは言えず、今後も引き続き、啓蒙が必要なアプローチである。

権利アプローチ

国連の障害者の権利条約の議論を通じて醸成されてきたアプローチ。開発アプローチでは途上国という文脈が有効であったが、先進国も含めた文脈で、各国が課題とすべきなのは、障害者の権利が非障害者と同様に保障され、実現されるような状況を作ることであるという考え方。

ジェンダーと障害

「障害と開発」の中には、ジェンダーの

問題も当然、考慮されないとならない。途上国、障害者という二重の軛に加えて、もうひとつ女性という軛も抱えている人たちがいる。女性障害者の場合、妻としての社会的役割を担えないとして結婚の機会を奪われていたり、逆に障害男性には非障害女性が妻としてあてがわれるような事実やセックスとは縁がなかったはずとされ、HIV/AIDS感染者の迷信的治療の対象にされるようなケースがある。

(もり そうや/アジア経済研究所新領域研究センター)

《主要関連邦語文献》(出版年順)

石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店、一九九九年。

P・コーリッジ『アジア・アフリカの障害者とエンパワメント』明石書店、一九九九年。

D・ドリージャー『国際的障害者運動の誕生』エンパワメント研究所、二〇〇〇年。

長瀬修・川島聡編著『障害者の権利条約—国連作業部会草案』明石書店、二〇〇四年。

久野研二・中西由起子『リハビリテーション国際協力入門』三輪書店、二〇〇四年。

C・バーンズ、J・マーサー、T・シエイクスピア『デイスアビリティ・スタディーズ』明石書店、二〇〇四年。

M・オリバー『障害の政治—イギリス障害学の原点』明石書店、二〇〇六年。